

●被扶養者とは

被保険者の収入によって生活している家族は「被扶養者」として健康保険の給付を受けることができます。ただし、家族なら誰でも健康保険の被扶養者として認定されるというのではなく、法律等で決まっている一定の条件を満たすことが必要です。このため、健康保険組合は、被保険者からの申請により(認定対象者を)、それらの条件に基づき社会通念等にも照らした総合的な「審査」を行ったうえで、被扶養者として認定するかを決定します。なお、健康保険の被扶養者は「会社の扶養手当」や「所得税法上の扶養親族」の対象とは必ずしも一致するとは限りません。

●被扶養者の認定基準

被扶養者として認定を受けるためには、次のいずれの条件も満たす必要があります。健保組合は次の項目に沿って総合的かつ厳正に審査した上で被扶養者に該当するかどうかを判断します。

<認定条件>

1. その家族は健康保険法に定める被扶養者の範囲であること。
2. 日本国内に住所を有するもの
3. 後期高齢者に該当していないこと。
4. 被保険者がその家族を扶養せざるを得ない理由があること。
5. 被保険者がその家族を経済的に主として扶養している事実があること  
(=その家族の生活費を主として負担していること)。
6. 被保険者には継続的にその家族を養う経済的扶養能力があること。
7. その家族の年収は被保険者の年収の 1/2 未満であること。
8. その家族の収入は年間 130 万円未満(19 歳以上 23 歳未満(被保険者の配偶者を除く)は年間 150 万円未満、60 歳以上又は 60 歳未満の障害厚生年金受給者は年間 180 万円未満)であること。

●被扶養者の範囲

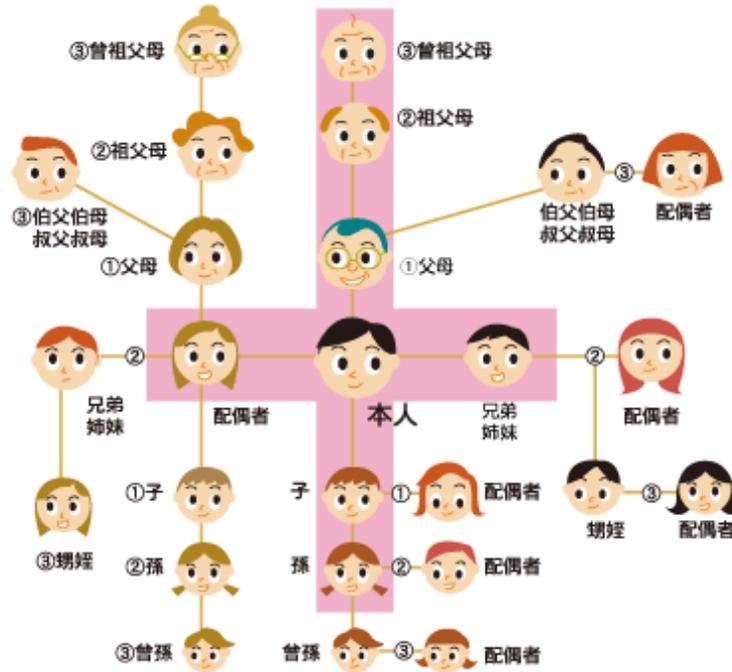
被扶養者の範囲は法律で決められていて、被保険者と同居でなくてもよい人と、同居であることが条件の人がいます。

同居でなくてもよい人	同居であることが条件の人
1. 配偶者(内縁を含む) 2. 子(養子を含む)・孫・兄弟姉妹 3. 父母(養父母を含む)等の直系尊属	1. 上記以外の三親等内の親族(義父母等) 2. 内縁の配偶者の父母、連れ子 3. 内縁の配偶者死亡後のその父母、連れ子

注意1:「同居」とは被保険者と住居および生計(家計)を同じくしている状態をいいます。住民票が同一の表記であっても世帯分離により世帯が別々になっている場合は「別居」であり、住民票上同一世帯に属していても生計を分けている場合は「別居」となります。

注意2:「同居」であることが条件の人が、施設に入所する場合には、施設の性格、入所する者の状態等に照らし、個別具体的な事例に即して、一時的な別居であると認められるときは、「同居」として取り扱います。

●被扶養者として認められる三親等内の親族範囲図●



注意： 1. 数字は親等を示す。

2. ピンク色で色分けした者以外は、被保険者と同居であることが被扶養者の条件となる。

●18歳以上60歳未満の家族

健康保険における主な被扶養者は、配偶者、18歳未満の子、60歳以上の父母等ならびに障害者とされています。これは18歳以上60歳未満の方は就労可能な年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できる場合が多くあります。このため、被扶養者になるためには収入や扶養状況が確認できる書類を提出し、被保険者が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあると証明することが必要となります。また、健康保険組合は特に生計維持関係を厳格に審査し、それを確認したうえで認定を行うべきとされています。

●被扶養者の国内居住要件

健康保険の被扶養者に該当する方は、日本に住所がある(住民票がある)人に限られます。

ただし、日本に住所(住民票)がなくても例外として認められる事由があります。

<例外として認められる事由と添付書類>

例外事由	添付書類(すべて写し可) ※翻訳者の署名がある日本語の翻訳が必要
1. 外国において留学をする学生	査証・学生証・在学証明書
2. 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証・海外赴任辞令・ 海外赴任証明書(健保様式)
3. 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証・ボランティア派遣機関の証明
4. 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生証明・婚姻証明
5. ①から④以外で渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※事業所担当者にお問い合わせください

## ●夫婦が共働きの場合(夫婦共同扶養)

夫婦がともに健康保険組合の被保険者である場合で、子や親などを扶養する場合(夫婦共同扶養)は、原則として「年間収入の多い方」の被扶養者とすることになります。ここでいう年間収入とは「今後1年間の収入見込み」のことを言い、これは厚生労働大臣通知(令和3年4月30日付保保発 0430 第2号「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」)により以下の通り明示されています。

### 【夫婦とも被用者保険(協会けんぽ・健康保険組合・共済組合など)の被保険者の場合】

過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの

※夫婦の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、届出により主たる生計維持者の被扶養者とします。

※夫婦の一方が共済組合の組合員で、扶養手当等の支給がある場合には、その支給を受けている方の被扶養者とすることができます。

### 【夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合】

国民健康保険の被保険者:直近の年間所得で見込んだ年間収入

被用者保険の被保険者:過去の収入,現時点の収入,将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの

## ■夫婦の収入の多い方が逆転した場合

夫婦の「年間収入の多い方」が逆転した場合は、年間収入が多くなった親の加入する健康保険組合で扶養認定されることを確認したうえで、速やかに扶養を入れ替える手続きをおこなってください。

## ■育児休業中の取り扱い

子を扶養に入れている被保険者が育児休業等を取得した場合、当該休業期間中に主たる生計維持者の変更があった場合でも、特例的に被扶養者を異動しないこととします。(被扶養者の地位安定の観点より)ただし、育児休業等が終了した時点で主たる生計維持者の変更が生じている場合には、育児休業が終了した日の翌日を事実発生日として扶養異動手続きが必要です。また、育児休業期間中に新たに誕生した子については、改めて扶養認定手続きを行います。

## ●優先扶養義務者について

夫婦は同居して助け合い、扶助しあう義務があることから、強い生計維持関係があります。このように、認定対象者に被保険者以外の優先的な扶養義務がある人(優先扶養義務者)がいる場合には、優先扶養義務者が扶養しなければなりません。ただし、優先扶養義務者に扶養能力がなく、被保険者がその家族を扶養せざるを得ない理由がある場合、生計維持等の確認書類を提出していただき判断します。したがって、扶養認定に当たっては、被保険者以外の扶養義務者(被保険者の両親・兄弟姉妹等)の有無と、その方の経済的扶養能力等についても確認する必要があります。

認定対象者	優先扶養義務者
「既婚者」	配偶者
「未婚の子」	親(父母)
「未婚の兄弟姉妹」	親(父母)

## ●被扶養者の収入

### 1. 収入の範囲

1. 給与収入(通勤交通費等の非課税収入及び賞与を含む)
2. 各種年金収入(厚生年金、国民年金、公務員等の共済年金、農業者年金、船員年金、石炭鉱業年金、議員年金、労働者災害補償年金、企業年金、各種の恩給、自社年金、非課税扱いの遺族年金・障害年金、私的年金等)
3. 事業収入(農業・漁業・商業・工業等自家営業に基づく収入、また保険の外交等自由業に基づく収入)別紙「自営業者の収入について」参照
4. 不動産収入(土地・家屋・駐車場等の賃貸収入)
5. 利子収入(預貯金・有価証券利子等)
6. 配当収入(株主配当等)
7. 雑収入(原稿料・印税・講演料等)
8. 健康保険の傷病手当金
9. 雇用保険の失業等給付
10. その他継続性のある収入

### 2. 被扶養者の収入限度額

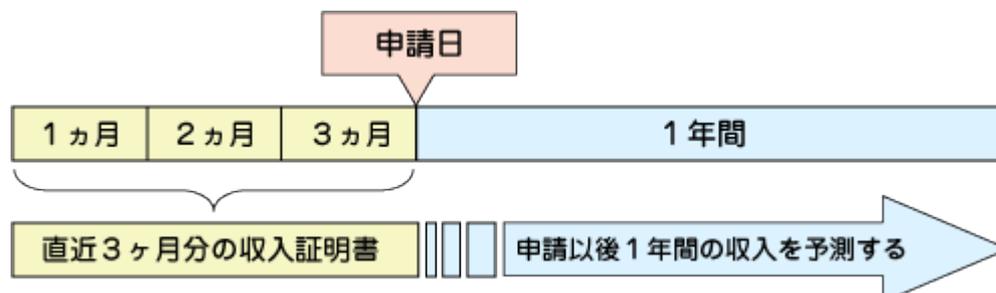
#### ■1人あたりの収入限度額(厚生労働省通達に基づく)

認定対象者の年齢	収入限度額
60歳未満(19歳以上23歳未満を除く)	年間130万円未満 (目安として月額108,334円未満)
19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く) ※年齢の判定は所得税法上の取り扱いと同様	年間150万円未満 (目安として月額125,000円未満)
60歳以上 (又は60歳未満の障害厚生年金受給者)	年間180万円未満 (目安として月額150,000円未満)

注意: 給与収入証明として給与明細書で申請した際、直近3ヶ月分の給与明細の「総支給額」の合計×4の金額と他の収入の合計額が基準額(130万円・150万円・180万円/年)以上の場合、雇用契約書等で年間収入が限度額未満であることの確認が必要です。

#### ■年間収入算出のイメージ

直近3ヶ月の収入から、申請以後1年間の年収見込み額を推測します。



#### 【年収の算出方法】

1. 給与収入 :  $\{(\text{直近3ヶ月の総支給額の合計}) \times 4\} + (\text{賞与} \times \text{支給されている回数})$   
※給与、賞与とも、税金等控除前の総収入額(通勤交通費も含む)
2. 各種年金収入 : 介護保険料及び税金控除前の支給金額

- 3. 事業収入・雑収入 : 総収入－当健保組合が認める必要経費
- 4. 不動産収入 : 総収入－当健保組合が認める必要経費
- 5. 利子・配当収入 : 税金控除前の総収入額
- 6. 健康保険の傷病手当金 : 給付日額×365日
- 7. 雇用保険の失業等給付 : 給付日額×365日
- 8. その他継続性のある収入 : 税金控除前の総収入額

### ●仕送り基準額

家族が同一世帯に属さない(別居している)場合は、認定条件として被保険者が継続的な仕送りでその家族の生活費を主として負担している事実が必要になります。仕送り方法は金融機関からの振込みとし、該当家族の口座へ毎月定期的・継続的に家族の収入よりも多い(かつ下限基準額以上の)金額を仕送りしていることが必要です。

### ■仕送り下限基準額

該当者(人数)	仕送り下限基準額
1人	5万円/月

(注意) その家族の収入額より多い金額を仕送りしていることが条件となります。例えば、その家族の年収が60万円の場合は、5万円/月以上の送金が必要ですが、その家族の年収が90万円の場合は、7.5万円/月以上の送金が必要です。上記条件を満たしても、健保組合で扶養の事実が確認できないときは認定不可となる場合があります。

<別居であるが仕送りを証明するものが免除されるケース>

1. 単身赴任・3ヵ月以上の長期出張による別居
2. 子どもの進学による別居
3. 里帰り出産・親の介護による別居
4. これまで同居していた家族の長期入院等による別居

### ●扶養認定日

被扶養者の要件を備えることとなった日から30日以内に「被扶養者(異動)届」及び必要書類一式を提出してください。申請内容に問題がなければ、事由発生日に認定いたします。30日以上経過した場合は健保組合が扶養の事実を認めて受理した日が認定日となります。ただし、下記の異動事由の場合、遡りが可能な期間がありますが、事由発生後は速やかに書類を提出してください。

- ・出生の場合、生年月日を認定日。
- ・雇用保険の失業給付受給延長の場合、離職日から90日以内の届出で 離職日の翌日。
- ・雇用保険の失業給付受給終了の場合、受給終了から60日以内の届出で受給終了日の翌日。

## ●扶養削除日

収入オーバーその他の理由で被扶養者の資格がなくなった場合は、直ちに「被扶養者(異動)届」及び必要書類一式を提出してください。削除日は事由発生日となります。

事由	事由発生日	必要書類(写)
就職	就職日	就職先資格確認書のコピー、または就職日がわかるもの
死亡	死亡日翌日	死亡日のわかるもの
離婚	役所に届け出た翌日	離婚受理証明書など離婚日のわかるもの
別居	別居して扶養の実態がなくなった日	別居日のわかるもの
子の結婚又は他の者の被扶養者になったとき	結婚した日または他保の認定日	結婚した日または他保加入(認定)日のわかるもの
雇用保険受給開始	雇用保険受給開始日	雇用保険受給資格者証
出産手当金受給開始	出産手当金受給開始日	保険給付受給決定通知書
給与収入の超過	基準額を超えた月の翌月1日	雇用契約書(+直近3か月分の給与明細等)
年金収入の超過	改定通知本人受理日	年金改定通知書
事業収入の超過	確定申告書提出日	確定申告の書類一式

(注意) 被扶養者の資格が既になくなっているにもかかわらず直ちに届出をしなかった場合は、遡って資格が取り消され、場合によっては当該期間にわたって発生した医療費の全額及びその他給付金を過去に遡及し返還しなくてはなりません。

## ●保険料

被扶養者の健康保険料はかかりません。介護保険料についても、被保険者の保険料に含まれますので、被扶養者が直接保険料を納める必要はありません。

## ●被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認は一定の期日を決めて実施することになっています。再確認の際に必要な書類の提出ができないときは資格を取り消される場合もあるため、給与明細や仕送り証明などの書類はいつでも提出できるように準備していただくことが必要です。

## ●虚偽の申請による罰則

被保険者が扶養の実態がない家族を虚偽の申請により認定を受けたことが判明した場合は、被扶養者の資格は遡って取り消され、当該期間にわたって発生した医療費の全額及びその他給付金を過去に遡及し返還しなくてはなりません。

## ●その他

1. 認定手続の際に、所定の書類が揃っても被扶養者資格の適否について判断がつかない場合は、本基準に定めた以外の追加書類を請求することがあります。
2. 被保険者の経済的扶養能力や、認定対象者の収入・生活の実態・被保険者が扶養する事情等を当組合が総合的に判断し、事実と著しくかけ離れておらず、社会通念上妥当性を欠いていないと認められる場合のみ被扶養者として認定いたします。